

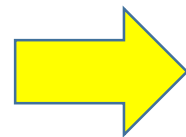
各種制度改正と横須賀市への影響について

① 会計年度任用職員

- ・ 地方公務員法、地方自治法の改正により、R2年4月から新設
- ・ 現在の非常勤職員、臨時職員のほとんどが「会計年度任用職員」として位置づけ

<横須賀市への影響>

- ・ 会計年度任用職員は勤務時間によっては「期末手当」「退職手当」の支給対象となる



約2億円（試算）の負担増

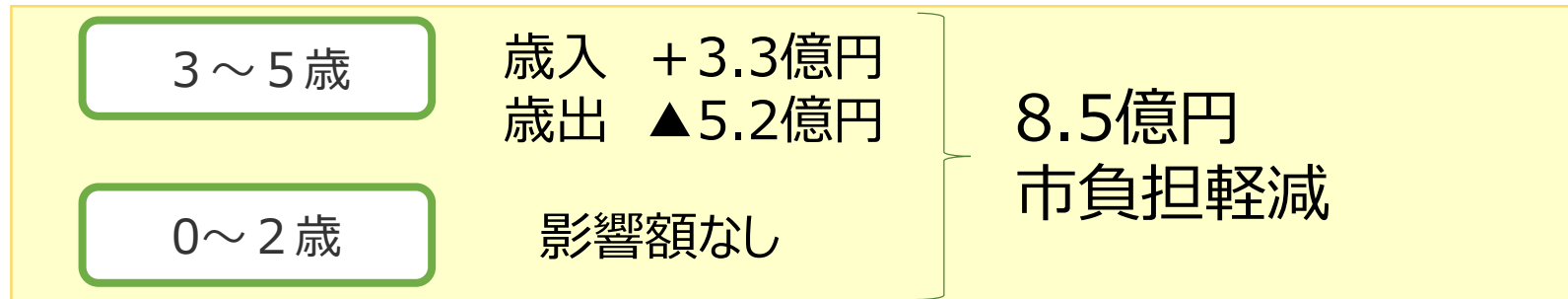
② 幼児教育・保育無償化

- ・令和元年10月から、3歳から5歳までの認定こども園、幼稚園、保育園を利用するこどもの利用料が無償化

<横須賀市への影響>

認定こども園、幼稚園、保育園

※認定こども園・・・教育、保育を一体的に行う施設



認可外施設等

※認可外施設等・・・認可保育所以外の子供を預かる施設の総称

影響額なし

未移行幼稚園

※未移行幼稚園・・・平成27年度に生まれた子ども・子育て支援に基づく新制度に移行しなかった幼稚園

歳出 ▲0.4億円

合計 約 8.9 億円（試算）の負担減

③ 消費税の10%への引き上げ

- ・ 歳入「地方消費税交付金」は増加 約18億円
→ 幼児教育・保育無償化や医療、介護など社会保障の充実に使われる
- ・ 歳出は増加 約9億円（試算）

<試算方法>

R2課税対象経費（物件費、普通建設事業費、維持補修費） \div 1.1 \times 2%